

熊本市農業委員会総会議事録

日時 平成28年7月8日(金)午後2時30分

場所 熊本市西区城山下代3丁目4番1号 熊本県農業共済組合 熊本市支所

農業委員49名

1番 福田 誠也	2番 津田 征士郎	3番 牧野 正治
4番 上妻 孝市	5番 藪田 英明	6番 西富 大二郎
7番 網田 稔	8番 梅田 義弘	9番 西川 秀文
10番 三原 勉	11番 山田 明文	12番 木下 三智也
13番 緒方 一臣	14番 山口 謙藏	15番 松原 信博
16番 嶋村 鎮雄	17番 藤本 照義	18番 志柿 茂喜
19番 村上 智弘	20番 園田 操	21番 森 日出輝
22番 園川 良二	23番 竹原 孝昭	24番 坂口 信行
25番 清崎 勝矢	26番 上田 定信	27番 馬原 清隆
28番 榊永 築	29番 杉本 清和	30番 福原 幸一
31番 牧坂 邦夫	32番 林田 智博	33番 高群 藤雄
34番 谷口 憲治	35番 北口 和皇	36番 梅田 誠也
37番 角居 登	38番 田上 正富	39番 橋本 春利
40番 村上 正春	41番 南 順二	43番 田上 辰也
44番 中川 宣長	45番 山下 知文	46番 赤木 英雄
47番 米村 昌昭	48番 山田 博幸	49番 一木 文雄
50番 橋本 義則		

欠席委員(上記49名中3名が欠席)

12番 木下 三智也

20番 園田 操

23番 竹原 孝昭

午後2時35分 開会

事務局 それでは、大変お待たせいたしました。申しわけございません。ただいまから、熊本市農業委員会総会を開会いたします。

本日の農業委員会総会への出席は、農業委員総数49名中46名でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、総会が成立しております。

それでは、会長にご挨拶をお願いいたします。

会長 皆さん、こんにちは。

いつもならば市役所の14階で総会をするわけでございますけれども、熊本地震の際にやられまして、きょうは共済のほうにお願いしまして、熊本市支社で総会をすることになりました。どうかよろしくお願いたします。

また、今は梅雨の時期になりまして、雨が多いのは当然でございますが、ことしの場合は地震の影響もありまして、各地区でも土砂災害があり、熊本市でも大きな災害が発生いたしました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げます。

また、本日の総会は、農地法に基づく許可申請や委員会の昨年度の事業報告、今年度の事業計画などが議案となっております。総会の審議がスムーズに進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

事務局

総会は、熊本市農業委員会総会会議規則第4条に基づき、会長が議長になり、議事の進行を行うこととなっております。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

議長

それでは、議事に入りますが、議事に入るに当たり、総会次第3の議事録署名者及び総会書記を指名します。

本日の議事録署名者には32番の林田智博委員と33番の高群藤雄委員を、書記に事務局の田上秀雄参事を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日の議事は、第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請から、第10号議案、平成28年度下限面積の決定まで、10件でございます。

議事に入ります前に議案の訂正がありますので、事務局は説明をお願いいたします。

事務局

事務局からです。座ってご説明いたします。本日もちょっと訂正があります。まずは議案書、1枚開いていただきまして、目次のほうから訂正方、よろしくお願いいたします。

まず、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請ということで、今32件と表記しております。こちら1件取り下げになっておりますので、31件と訂正方、お願いいたします。第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、32件を31件と訂正方、お願いいたします。

続きまして、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、こちら今取り下げになっております。こちら、第4号議案、全て削除をお願いいたします。

続きまして、第7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取消し、こちらについても全て削除と。7号議案についても削除をお願いいたします。

これに伴いまして、合計数、今124件と表記しております。こちら119件と。124を119と訂正方、お願いいたします。

それと個別のものに入っていきます。

まずは1ページ目、農地法第3条の規定に基づく許可申請、こちらの1番の申請理由に追記をお願いいたします。「同時5条申請」と、1

ページの1番、申請理由の欄に「同時5条申請」と追記をお願いいたします。

同じく3番についてですけれども、こちらについても、申請理由欄に「同時5条申請」と追記をお願いいたします。1ページの1番と3番、それぞれ申請理由欄に「同時5条申請」と追記をお願いいたします。

続きまして、13ページになります。13ページが一番下段の17番ですけれども、こちら取り下げになっております。

続きまして、15ページに飛びます。15ページの24番、土地の表示なんですけれども、こちら、土地の表示欄の面積のほうは243.86と今表記しております。「.86」を削除願います。こちら、243.86と今表記しておりますところを、コンマ以下を全て削除をお願いいたします。

続きまして、17ページになります。17ページ、先ほど目次のほうでご説明しましたとおり、第4号議案、土地改良法第3条による資格証明願、こちらは取り下げになっておりますので、こちら4号議案については全て削除をお願いいたします。

続きまして、36ページになります。黄色い用紙の1ページ手前になりますけれども、7号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の公告の取消し、こちらは全て削除になっておりますので、7号議案についても全て斜線等で対応方、お願いいたします。

訂正は以上です。

議長

それでは第1号議案、農地法第3条の規定に基づく許可申請、31件でございます。地元委員の報告に当たりましては、農地法第3条2項の判断基準により、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

それでは、1番、お願いいたします。

36番 梅田誠也委員

36番委員、梅田です。

1番から3番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

1番は営農型太陽光発電設備の5条転用申請に伴う空中部分の賃借権の設定です。3条許可の判断につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定されて農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがないことを確認しております。

2番の譲受人は、東区三郎3丁目にお住まいの兼業農家で、親から子へ経営拡張に伴う農地の使用貸借権を設定する申請です。申請地には、許可後はミョウガを作付されます。

3番は営農型太陽光発電設備の5条転用申請に伴う空中部分の賃借権の設定です。3条許可の判断につきましては、農地法第3条第2項ただし書きに該当するため、同項各号の要件を満たす必要はありませんが、処理基準において、権利が設定される農地及びその周辺の農地にかかる営農条件に支障を生ずるおそれがないことを確認しております。

以上、1番から3番につきまして先日の地区委員会で協議したところ、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、1番から3番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

38番 田上正富委員

38番委員、田上と申します。

4番から9番につきまして、先日の地区委員会で協議状況を報告いたします。

4番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

5番、6番は関連で、耕作の便宜上交換のための所有権移転の申請です。両譲受人は、水稲、露地野菜を栽培されている専業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

7番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は、水稲、果樹を栽培されている専業農家で、申請地にはミカンを作付される計画です。

8番は、経営拡張のための使用貸借権設定の申請です。借人は水稲、露地野菜を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

9番は、経営移譲年金継続のために後継者へ使用貸借権を設定する申請です。借人は、水稲を栽培されている兼業農家で、申請地には水稲を作付される計画です。

以上6件につきまして協議、検討した結果、いずれも農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より4番ら9番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、10番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

10番から15番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

10番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者はミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

11番は、農地所有適格邦人が経営拡張のため、賃貸借されるものです。同法人は宇城市におきまして、ミカン、トマトなどの生産、販売を行っておられ、今回、河内町のミカン園を借り入れて、経営の安定を図られる予定です。

12番は、年金受給継続のため、同居の後継者へ使用貸借権の再設定をされる申請です。申請者は、ミカンをつくられる農家で、許可後もこれまでどおりミカンをつくられる予定です。

13番は、共有名義の農地を同居の後継者へ贈与されるものです。申請者はミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

14番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。申請者は、ミカンをつくられる兼業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

15番は、経営拡張のため、使用貸借されるものです。申請者は、ミカンをつくられる専業農家で、申請地にもミカンをつくられる予定です。

以上6件、さきの地区委員会で協議した結果、いずれの申請も農地法第3条第2項各号の不許可要件には該当しておらず、申請は妥当と判断しました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議長 　　ただいま、地元委員より10番から15番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、16番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

16番から18番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

16番は、経営拡張のための賃借権設定の申請です。借人は専業農家で米を作付されており、許可後は米を作付される予定です。

17番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米を作付されており、許可後は米を作付される予定です。

18番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業

農家で米を作付されており、許可後は米を作付される予定です。

以上3件について先日の地区委員会において検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果です。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、地元委員より16番から18番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、19番。

32番 林田智博委員

32番委員、林田です。

19番と20番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

19番は、経営拡張のため賃借権の設定の申請です。譲受人は専業農家で米をつくられており、許可後も米をつくれます。

20番につきましては、経営拡張のための賃借権の設定の申請です。譲受人は兼業農家で米をつくられており、許可後は米をつくれます。

以上2件、先日の地区委員会におきまして検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを協議しました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 　　ただいま、19番から20番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、21番です。

14番 山口謙蔵委員

14番委員、山口です。

21番から24番につきまして、地区委員会の協議状況を報告します。

21番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は肉用牛を飼育している専業農家で、許可後は米をつくれる予定です。なお、同時に基盤強化法に基づく賃借権設定の申請がなされております。

22番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で果樹を作付されており、許可後は米をつくれる予定です。

23番は、農業者年金受給の再設定に伴い、後継者へ経営移譲のための使用賃借権設定の申請です。借人は米と露地野菜を作付けされており、許可後は米と露地野菜をつくれる予定です。

24番は、経営拡張のための所有権移転の申請です。譲受人は専業農家で米と飼料作物を作付しており、許可後は大豆をつくれる予定です。

以上4件について協議した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しておらず、申請は妥当であるとの協議結果でした。ご審議方、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま、21番から24番について地元委員よりご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、25番。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

25番について、地区委員会での検討状況を報告いたします。

25番は、譲受人が経営拡張のため所有権移転をされる申請です。譲受人は水稲、露地野菜をつくられる農家で、許可後は露地野菜をつくられる計画です。

以上、さきの地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないと確認しました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より25番についてご報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

34番 谷口憲治委員

34番委員、谷口です。

26番から31番について地区委員会での協議状況を報告いたします。

26番は、経営拡張のための所有権移転による権利設定申請です。許可後はカボチャを作付される予定です。

27番は経営拡張のための使用貸借の権利設定申請です。許可後は水稲を作付される予定です。

28番と29番は関連でございます。経営拡張のため、使用貸借と賃貸借による権利設定申請でございます。許可後は水稲、里芋、カボチャを作付される予定です。

30番と31番は関連でございます。独立就農のための賃貸借の権利設定申請でございます。許可後は小麦、ソバ、ニンジンを作付される予定です。先日の地区委員会に出席をいただきまして事業計画等をお聞き取りいたしました。営農計画等については何ら問題がないことを確認いたしました。

以上6件、地区委員会で検討した結果、農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないことを、協議、確認いたしております。ご審

議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、地元委員より26番から31番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
　　続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定に基づく許可申請、6件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準を照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いします。

16番 嶋村鎮雄委員

　　16番委員です。

　　1番と2番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　1番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、隣接の悠愛病院への社員用駐車場7台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は問題ありません。工事完了は平成28年9月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

　　2番は、貸し駐車場への転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある区域内の農地で、特に良好な営農条件を備える甲種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は、近隣の悠愛病院の社員用駐車場7台分として利用される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。計画を賄う資金証明、給排水計画、被害防除等は何ら問題ありません。工事完了は平成28年9月20日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

　　以上、1番と2番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とともに転用の許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議 長 　　ただいま、1番、2番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり承認することに決定いたします。
　　続きまして3番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

3番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

3番は、選果包装施設建設のための転用申請です。申請地は、農作業の効率化、所有する農地の位置的なものを考慮し、選定されたものです。農地区分は、農振農用地区域内にある農地で原則不許可ですが、用途区分変更が平成28年6月になされており、農用地利用計画に指定された用途として、不許可の例外に該当すると判断いたしました。部分転用の面積432㎡も妥当であると思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は平成28年8月1日から8月30日までの1カ月間の予定で、許可後、速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、1件について、先日の地区委員会において現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま3番について、地元委員の報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、4番。

49番 一木文雄委員

49番委員、4番と5番につきまして、地区委員会での協議状況をご報告いたします。

4番は生活排水のための転用許可申請です。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。申請人は相続により農地を取得していましたが、同じく相続を終えていた隣接宅地のため、50年ほど前から雨水を流す水路として使用しておりました。転用許可を得ていなかったことを深く反省され、始末書の提出を受けております。土地利用計画は水路分として妥当な面積だと思われれます。隣接農地はなく、深く反省されることから、やむを得ないものと協議いたしました。

先日の地区委員会での現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用の基準を満たしているものとの協議結果がございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま4番について、地元より報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 異議なし。

議長 長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたしました。

次に5番ですが、申請人が、議席番号7番の網田委員が本人となっております。よって、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与することができません。網田委員には5番の審議終了まで、今から退室していただきます。網田委員、よろしくお願いいたします。

(網田委員 退室)

議長 それでは、地元委員より地区委員会の協議状況の報告をお願いいたします。

49番 一木文雄委員

5番につきまして、ご報告いたします。

5番は、太陽光発電のための転用許可申請です。日当たりもよく、平坦なため設定されたものです。農地区分は10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は太陽光パネル216枚、発電容量55.08kwで、妥当な面積だと思われま。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は平成28年8月1日から平成29年3月31日までの8カ月の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと思われま。

先日の地区委員会での現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているものとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議長 ただいま5番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可相当として農業会議へ諮問することといたします。

それでは、網田委員、入室をお願いいたします。

(網田委員 入室)

議長 それでは、次、6番、お願いいたします。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

6番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

6番は、地震災害による農家住宅の建てかえの転用申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある農地で、1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため不許可の例外に該当すると思われま。融資証明、排水同意など必要書類は添付されており、転用規模も適正なものと判断され、工期は8月1日から平成29年1月31日を計画されており、問題ないものと思われま。

以上、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議検討の結果、転用許可基準は満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお

願います。

議 長 　　ただいま6番について、地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定に基づく許可申請、31件でございます。地元委員の報告に当たりましては、転用許可基準に照らし、地区委員会での協議状況の報告をお願いいたします。

　　それでは、1番、お願いいたします。

16番 嶋村鎮雄委員

　　16番委員です。

　　1番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　1番は、祖父から孫へ農地に使用貸借権を設定し、個人住宅へ転用する申請です。農地区分は、10ha以上の一団の農地の区域内にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。土地利用計画は個人住宅1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断をいたしました。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。開発許可につきましても、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。工事完了は平成29年8月1日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。

　　以上、1番につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面とともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いいたします。

議 長 　　ただいま1番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして2番。

36番 梅田誠也委員

　　36番委員、梅田です。

　　2番から20番につきまして、先日の地区委員会での協議状況をご報告いたします。

　　2番から12番は関連で、不動産の売買を営む法人が農地を所有権移転し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は、市街地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と判断されます。土地利用計画は、申請地12筆、計1万5,919㎡、及び他地目4,407㎡

を合わせた2万326㎡に、建売住宅57棟と公園を整備される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金計画等証明、給排水計画、被害防除等については問題なく、周辺農地への営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年7月31日までの予定で、許可後速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、同時に手続中であることを確認しております。

先日の地区委員会で、現地調査を行いました。地区委員会としては、申請者に申請地の勾配の状況の経緯について継続して調査をする必要があると判断し、継続審議が妥当であるとの協議結果でございました。

13番は、障害児相談支援事業等を経営する社会福祉法人が農地を取得し、駐車場へ転用する申請です。農地区分が、10ha以上の広がりのある農地の区域にある第1種農地であると判断されますが、土地収用法、その他の法律により土地を収用し、または使用することができる事業に該当し、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は隣接する障害者施設の職員駐車場57台分を整備し、利用される計画です。資金計画、給排水計画、隣接同意、被害防除等は問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成28年7月31日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。

14番、15番は関連で、宅地建物取引業を営む法人が農地を取得し、建売住宅へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある農地の区域にある第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、建売住宅11棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断されます。計画を賄う資金証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成28年11月1日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用されることを確認しております。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内にあり、同時に手続中であることを確認しております。

16番は先月からの継続審議の案件で、不動産業を営む個人が農地を取得し、建売住宅及び店舗へ転用する申請です。農地区分は第3種農地に近接する10ha未満の区域にある第2種農地と、市街化の著しい区域内の農地で、上下水道管が埋設する道路の沿道であり、500m以内に教育施設、医療施設がある第3種農地の混在地と判断されます。土地利用計画は建て売り住宅2棟、店舗1棟を建築される計画で、転用面積としては適正なものと判断いたしました。資金証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題ありません。所有者か

ら無断転用に関する始末書、及び申請地が農地へ原状回復されていることを確認いたしました。工事完了は平成30年6月10日までの予定で、許可後は目的どおり速やかに転用されることを確認しております。開発許可につきましては、集落内開発制度指定区域内であり、同時に手続中であることを確認しております。

18番は、月極駐車場等を経営する個人が、農地を賃借し、月極駐車場へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある区域にある第1種農地であると判断されますが、既存施設3,356㎡の2分の1を超えない拡張として整備されるものであることから、不許可の例外に該当するものと判断されます。土地利用計画は、近接する事業所への月極駐車場、普通車41台分を整備し、利用される計画です。資金証明、給排水計画、隣接同意、被害防除については問題なく、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年2月20日までの予定です。

19番は、発電設備の設置、供給、販売を営む法人が、農地を賃借し、営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある区域にある第1種農地であると判断されますが、仮設工作物の設置、その他一時的な利用に供するために行うものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。転用面積は支柱、太陽光基礎、フェンス基礎等、8,259㎡の一部転用であり、適正なものと判断いたしました。また、空中部分の賃借権の設定のため、3条申請が同時に提出されております。土地利用計画は、太陽光パネル300枚、発電能力78.3kw、支柱の高さ2.65m、から3.16m、遮光率47.6%、パネル下部ではミョウガを作付されます。営農計画書、営農見込みの根拠、及び関連データ、知見を有する者の意見、及び撤去についての見積もり確約書、九電からの負担金通知書、九州経済産業局の設備認定通知書等添付されており、転用の確実性は確認しており、周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は平成29年2月28日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用し、パネル下部の農地については営農者によって意欲的に営農されることを確認しております。

20番は、発電設備の設置、供給、販売を営む法人が農地を賃借し、営農型太陽光発電設備へ転用する申請です。農地区分は10ha以上の広がりのある区域にある第1種農地であると判断されますが、仮設工作物の設置、その他、一時的な利用に供するために行うものであり、不許可の例外に該当するものと判断いたしました。転用面積は支柱、太陽光基礎、フェンス基礎等10,826.8㎡の一部転用であり、適正なものと判断いたしました。また、空中部分の賃借権の設定のため、3条申請が同時に提出されております。土地利用計画は太陽光パネル380枚、発電能力99.18kw、支柱の高さ2.65から3.1

6 m、遮光率41.4%、パネル下部はミョウガを作付されます。営農計画書、営農見込み書の根拠、及び関連データ、知見を有する者の意見書、及び撤去についての見積もり確約書、九電からの負担金通知書、九州経済産業局の設備認定通知書等が添付されており、転用の確実性は確認しております。周辺農地の営農条件に支障を及ぼすおそれはありません。工事完了は、平成29年2月28日までの予定で、許可後は速やかに目的どおり転用し、パネル下部の農地については、営農者によって意欲的に営農されることを確認しております。

以上、2番から20番まで、2番から12番までは継続審議、17番は取り下げとなっておりますが、その他につきまして、先日の地区委員会で現地調査を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議長 ただいま地元より説明がありまして、2番から12番まで、これは一応継続ということでございまして、17番は取り下げでございまして、13番から16番、それから18番について説明がございました。このことについて、何かご意見ございませんか。それから、19番、20番は申請どおり許可相当として農業会議へ意見を聴取することにいたします。

それで異議ございませんか。

一同 異議なし。

議長 申請どおり許可することに決定いたします。

続きまして、21番。

44番 中川宣長委員

44番委員、中川です。

21番につきまして、さきの地区委員会での協議状況をご報告いたします。

21番は、農業用倉庫建築のための所有権移転の申請です。申請者は、河内町でミカンをつくられる専業農家で、近年、規模拡大により収穫量が増加し、現在の倉庫では大変手狭とのこと。申請地は自宅や所有する樹園地にも近く、農作業の効率化を図る目的で選定されました。申請地は、農業振興地域内の農用地区域内であり、原則転用は不許可になりますが、先日の熊本市の会議におきまして、農業用施設への用途区分の変更が認められており、農用地利用計画に指定された用途への転用であり、不許可の例外に該当し、転用は可能と判断されます。土地利用計画はミカンの選果機や農業機械などを収納するための倉庫、鉄骨平屋建て165㎡の建設と、農業トラックの駐車スペースなどです。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事期間は許可後速やかに着工され、12月までを予定されており、許可後は目的どおり転用されることを確認いたしております。

す。

以上、1件、先日の地区委員会での現地確認を行い、検討した結果、農地の区分から見た立地基準、転用の確実性など一般基準、いずれについても転用許可基準を満たしており、申請は妥当であると判断いたしました。ご審議方、よろしく願いいたします。

議 長 　　ただいま、21番について、地元委員の報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議 長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
22番。

18番 志柿茂喜委員

18番委員、志柿です。

22番から25番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

22番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。申請人は、現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になり、住環境のよい申請地を選定したものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の第2種農地と判断されます。土地利用計画は個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年8月1日から平成29年6月30日までの10カ月間の予定で、許可後速やかに申請にかかる目的どおり施工されるものと考えます。

23番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。申請人は、現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になり、住環境のよい申請地を選定したものです。農地区分は、生産性の低い10ha未満の第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年8月1日から平成29年8月1日までの1年の予定で、許可後速やかに申請にかかる目的どおり施工されるものと考えます。

24番は、所有権移転による個人住宅建設のための転用許可申請です。申請人は、現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になり、住環境のよい申請地を選定したものです。農地区分は、市街地の区域等に近接する10ha未満の第2種農地と判断されます。土地利用計画は、個人住宅1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要

となりますが、集落内開発制度指定区域内で、開発景観課へ事前審査の申請中です。工事計画は28年9月1日から平成28年12月25日までの約4カ月の予定で、許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

25番は、使用貸借権設定による農家住宅建設のための転用申請です。申請人は現在、借家に住んでいますが、子供の成長に伴い手狭になったため、実家の近くの申請地を選定したものです。農地区分は、基盤整備事業の完了翌年度から8年未満の甲種農地ですが、土地改良事業計画において住宅用地として非農用地と設定された土地で、例外許可の規定に該当すると判断されます。土地利用計画は、農家住宅1棟で妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。工事計画は、平成28年8月1日から12月31日までの5カ月間の予定で、許可後は速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、4件、先日の地区委員会で現地調査、確認を行い検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございます。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、22番から25番について地元委員の報告がございましたが、この件について、何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、26番。

37番 角居登委員

37番委員。

26番につきまして、地区委員会で協議状況を報告いたします。

26番は、所有権移転による個人住宅建築のための転用許可申請です。申請者は賃貸アパートに居住されており、子供の成長に伴い手狭になってきたことから、自然が豊かで生活にも便利なこの申請地を選択されたものです。農地区分は、10ha未満の生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画は1筆263㎡に平屋建てで妥当な面積と判断されます。開発許可が必要になりますが、集落内開発制度指定区域で事前審査の申請中です。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除などは問題ありません。工事計画は平成28年9月1日から平成29年3月31日の7カ月間の予定です。

先日の地区委員会で現地確認調査を行い、立地基準の面、立地条件、転用の確実性、周辺農地への影響などの一般基準の面から、転用基準を満たすものと協議しました。ご審議方、よろしくお願ひします。

議長 　　ただいま、26番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、27番。

25番 清崎勝矢委員

25番委員です。

27番につきまして、先日の地区委員会での協議状況を報告いたします。

27番は、建売住宅のための所有権移転のための転用許可申請です。申請地は交通の便もよく、住環境もいいため選定されたもので、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で、2種農地と判断されます。土地利用計画は木造2階建て住宅10棟、公衆用道路及び防火水槽からなり、妥当な面積と思われます。資金計画、排水計画、隣接同意、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前審査の申請中です。工事計画は、平成28年8月1日から平成30年11月15日までの約2年4カ月で許可後速やかに申請に係る目的どおり施工されるものと考えます。

以上、1件、先日の地区委員会で検討したところ、立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議いたしました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、27番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 異議なし。

議長 異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。
続きまして、28番。

49番 一木文雄委員

49番委員。

28番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

28番は、所有権移転による個人住宅の転用許可申請です。申請地は実家に近く、交通の便がよいところから選定されました。農地区分は、10ha未満の広がりのない生産性の低い農地で2種農地と判断されます。土地利用計画、木造2階建て個人住宅1棟、建築面積70.09㎡で、妥当な面積と思われます。隣接農地はなく、資金計画、排水計画、被害防除とも問題ありません。開発許可が必要となりますが、集落内開発制度指定区域内で開発景観課の事前調査の申請中とのことです。工事計画は平成28年8月10日から29年5月31日までの約10カ月の予定です。

以上1件、先日、地区委員会での現地調査を行い検討したところ、いずれも立地基準の面、一般基準の面ともに転用許可基準を満たしているとの協議結果でございました。ご審議方、よろしく申し上げます。

議長 　　ただいま、28番について地元委員より報告がございましたが、この件については何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、29番。

13番 緒方一臣委員

13番委員です。

29番につきまして、地区委員会での協議状況を報告いたします。

29番は、個人住宅建設のため、親子間で使用貸借権を設定される転用申請です。農地区分は、10ha以上の広がりのある農地で1種農地と判断されます。1種農地は原則不許可ですが、集落に接続しているため、不許可の例外に該当すると思われます。融資証明、排水同意など必要書類は添付されており、転用規模も適正なものと判断されます。工事期間は9月10日から12月20日までを計画されており、問題ないものと思われます。

以上、さきの地区委員会にて現地調査を行い、協議検討の結果、転用許可基準を満たされていると判断されます。ご審議方、よろしくお願ひいたします。

議長 　　ただいま、29番について地元委員より報告がございましたが、この件について何かご意見ございませんか。

一同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。続きまして、30番。

45番 山下知文委員

45番委員、山下です。

30番から32番について、地区委員会での協議状況を報告いたします。

30番は、使用貸借による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、甲種農地に隣接した10ha未満の生産性の低い小集団の規模の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は木造平屋建て145.47㎡1棟を建設予定、転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成29年2月28日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域で、開発許可の事前協議もなされています。

31番は、所有権移転による太陽光発電設備建設のための転用申請です。農地区分は、10ha未満の生産性の低い小集団の農地で第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画

書に記載されています。土地利用計画については、ソーラーパネル400枚、50kwを2区画の発電施設と管理通路などで、転用面積は適正なものと思われます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、資金計画、九電通知、排水同意等もそろっており、工事は許可後、平成29年4月30日までを予定されていますが、許可後速やかに着手されることを確認しています。

32番は、使用貸借による個人住宅建設のための転用申請です。農地区分は、甲種農地に隣接した10ha未満の生産性の低い小集団の規模の農地で、第2種農地と判断されます。土地の選定、代替地検討については事業計画書に記載されています。土地利用計画は専用住宅90.29㎡を1棟と取りつけ道路を建設予定。転用面積としては適正な面積と判断されます。土砂の流出、被害防除等の心配はないものと思われます。事業計画、融資証明、排水同意等もそろっており、工事期間は平成29年3月31日までを予定されており、許可後速やかに着手されることを確認しております。集落内開発制度指定区域内で開発許可の事前協議もなされています。

以上、3件、さきの地区委員会で現地確認を行い、立地基準、一般基準の面から検討した結果、転用許可基準を満たしていると協議いたしました。ご審議方、よろしくお願いたします。

議 長

ただいま、30番から32番まで、地元委員よりご報告がございましたが、この結局については何かご意見ございませんか。

一 同
議 長

異議なし。

異議なしということで、申請どおり許可することに決定いたします。

次に、第5号議案及び第6号議案でございます。この件につきましては、事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局

第5号議案、第6号議案は関連ですので、あわせてご説明いたします。

まず第5号議案、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画（4号）について、ご説明いたします。

初めに、所有権移転ですが、明細20ページの1番から22ページの9番までの合計9件で、1番が公社からの売り渡し、2番が公社への売り渡し、3番から9番が相対による売買です。面積は、9件合わせまして、田2万2,040㎡、畑2,944㎡の、合計2万4,984㎡で、売買価格は備考欄記載のとおりとなっております。

次に、利用権設定の新規設定分です。明細22ページの10番から27ページの24番までで、貸手15名、借手12名の件数15件です。契約期間別では、6年未満が11件、10年以上が4件で、面積は15件合わせまして、田4万9,446㎡、畑3,978㎡の、合計5万3,424㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては、水稻、施設野菜、露地野菜、果

樹、飼料作物です。

次に、再設定分です。明細27ページの25番から30ページの40番までで、貸手16名、借手6名の件数15件です。契約期間別では、6年未満が5件、10年以上が11件で、面積は16件合わせまして、田4万2,559㎡、畑1,253㎡の、合計4万3,812㎡です。権利の種類につきましては賃借権及び使用貸借権、利用内容といたしましては水稻、施設野菜です。

次に、農地利用集積円滑化事業です。明細30ページの41番と42番が、熊本市農業協同組合による農地の借上と転貸です。契約期間は6年未満1件のみで、面積は田のみの396㎡です。権利の種類につきましては賃借権、利用内容は水稻です。

続きまして、第6号議案です。

31ページの表をごらんください。こちらは農地中間管理機構との新規設定になります。明細32ページの1番から35ページの9番までで、貸手9名の件数9件です。契約期間別では、10年以上のみで、面積は9件合わせまして、田のみの5万5,708㎡です。権利の種類は賃借権、利用内容は水稻を予定しています。

以上の案件につきましては、さきの地区委員会で協議が行われ、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることが確認されております。

第5号議案及び第6号議案の説明につきましては、以上です。

議長 　　ただいま、事務局より内容の説明がございましたとおり、この件につきましては、各地区委員会で詳細にわたり確認が行われており、全ての案件が、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の基準に適合しているとのことでございます。この件について何かご意見ございませんか。

一　同 　　異議なし。

議長 　　異議なしということで、計画案どおり承認することに決定いたします。

次に、別冊にありますご報告事項です。事務局より内容の説明をお願いします。

事務局 　　黄色の用紙になります。報告事項、1番から10番まで項目がございます。本日の報告事項としましては、合計しまして97件です。

以上です。

議長 　　続きまして、第8号議案、平成27年度事業報告についての議事をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　事務局のホリタでございます。

それでは、8号議案でございます。黄色の冊子をお願いいたします。

事業内容につきましては、平成27年度事業報告という形でまとめさせていただいております。読んでおりますと長時間になりますので、

抜粋して読み上げたいと思います。それでは、4ページをお願いいたします。事業概要でございます。

27年度の国の動きといたしましては、環太平洋パートナーシップ、TPP協定の大筋合意が10月に成立しております。農業協同組合法等の一部を改正する等の法律が決議、公布され、28年4月より施行され、新しい体制の農業委員会が各地でスタートすることになりました。

また、全国の農業者の農業就業人口につきましては、統計では前年よりも16万9,000人減少いたしまして、209万7,000人となっております。それから27年度の本市の農業委員会につきましては、4月に任期満了に伴う委員改正が行われ、同月17日の総会で新役員体制が決定されました。

活動といたしましては、27年度、全12回の総会を開催し、60名の調査員とともに、農業の発展に向け、さまざまな活動に取り組んでおります。

その中の1つといたしまして、2つの専門委員会を設けております。農業振興専門委員会で、農業の担い手の対策をしております。また、農業者年金加入推進専門委員会におきましては、農業者年金の加入推進について、さまざまな活動を行ってきたところでございます。このほかにも遊休農地対策や、子供への食育といたしまして、タマネギとジャガイモの作付をしております。収穫の際には、地域の子供たちに参加いただきまして、収穫の農業体験を実施するなど、学校給食の食材の活用という市民の一体となった取り組みもしております。

このように、農業委員会が農地の売買や転用の審査だけでなく、耕作放棄地や、食の安全・安心対策にも取り組んでいるということを記載させていただいております。

次のページでございます。農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務でございます。会議の開催ということで、総会の部分を書いております。総会は月に1回で、合計12回の開催となっております。それから、7ページの(イ)の役員会を初めといたしまして、(ウ)の農政協議会、(エ)地区による地区委員会等の委員会の開催をしております。

それから9ページの(2)農地法の許認可業務ということでございます。農地法3条、4条及び5条に基づく農地の転用許可等の申請でございます。これは各表のとおり実績を記載しております。

(3)は、農業経営基盤強化促進事業ということで、次ページに各農区ごとの表を作成しております。現在2,716名、農地のあっせん譲受の候補者として管理しております。(イ)の認定農業者、これも同じく各農区ごとに集計されております。合計の1,665名もの経営件数が確認されております。前年度より31件ほど増加しております。

す。(ウ)は農業生産法人でございます。11ページから12ページにかけて、一覧表をつけております。27年度は43件でございます。

13ページの(4)国有農地等管理処分事業、(5)農地調整事務処理事業を的確に遂行し、また(6)の相続税、贈与税の租税特別措置法の相続、贈与の納税猶予を記載しているところでございます。(7)証明書の発行業務でございます。これは各分室、東区の農業振興課のほうで証明書の発行を行っている部分でございます。合計で742件の証明を発行しております。

(8)農業者年金業務ということで、(ア)加入推進と制度の周知の徹底、(イ)の年金受給者の組織の育成、(ウ)農業者の年金申請等処理状況を記載しております。

16ページの(9)の農地中間管理事業として担い手への農地集積を図っております。

次に、大きな2の農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務でございます。(1)の耕作放棄地解消に向けた事業では、補助単独事業を合わせて約8,500㎡の農地復元に取り組んでおります。

それから(2)の農地の無断転用防止事業については、パトロール等による早期発見、指導。

(3)の担い手育成支援事業については、農地集積の推進でございます。27年度は、農地集積の目標150haに対しまして、153haの集積面積を達成しております。(ア)の所有権移転以下、20ページの中段まで、会議を含めて、実績を記載しているところでございます。

(4)農業振興活動事業といたしまして、専門委員会の活動ということになっております。農業振興専門委員会と農業者年金加入推進専門委員会という形で、2つの専門委員会の活動の記載を行っております。

(5)情報宣伝活動ということで「農業委員会だより」、27年度におきましては12月の発行で8,000部と、それから市政だよりによる啓発宣伝、ホームページを活用いたしまして、情報の発信に取り組んでおりました。

(6)の研修会及び先進地研修ということで、(ア)農業委員会の先進地研修会を10月27日から28日にかけて、宮崎市農業委員会及び宮崎県総合農場試験場で行っております。また、(イ)の役員研修を1月14日に久留米農業委員会、JA糸島アグリで研修、翌15日に福岡県岡垣町のほっこり農園の視察を行っております。(エ)の諸会議等は以下のとおりでございます。

それから、大きな3の農業委員会法第6条第3項に基づく業務で、市長への建議活動となっておりますが、27年度につきましては特に

ありませんでした。

次に、23ページでございます。

これは平成27年度の目標及びその達成に向けた活動の連携・評価（案）という形になっております。これは27年度に事業を行った部分について、いろいろな評価を加えていること、これを案としておりますのは、総会后、承認いただきましたら、国のほうにこの形で報告することを考えております。

大きなところといたしまして、Iの法令業務に関する点検ということで、1の総会等の開催とか議事録の作成について評価しております。

(1)の総会開催日をして総会の開催日を周知しているかということでございます。これは周知しております。(2)の総会の議事録も作成しております。(3)議事録の内容につきましても、詳細なものということで評価しております。(4)議事録の公表についても実施しております。

次に24ページでございます。

2の事務に関する点検ということで、(1)の農地法第3条に基づく許可事務、件数について報告しております。1年間の処理件数といたしまして427件、他に関連する実績等につきましては26ページまでに記載しております。

続きまして、27ページをお願いいたします。

IIの法令事務、遊休農地に関する措置に関する評価でございます。これは実際に立てました目標とか計画に対しまして実績を記載するというような形の評価方法でございます。1の現状及び課題では、管内の農地面積、1万1,684ha、その分に対して、遊休農地面積というのが156haということで、1.34%ということになっております。

2の27年度の目標及び実績で、目標といたしまして2haの遊休農地の解消に向けて取り組み、実績も2haということになっております。達成状況としては100%ということでございます。

それ以降、目標の達成に向けた活動の内容について報告するような形になっております。

次に28ページでございます。

IIIの促進等事務に関する評価ということで、認定農業者と担い手の育成及び確保ということで、(1)農業生産法人59法人、認定農業者経営体が1,634経営体となっております。目標数値に対しまして、

(2)の表にありますように、27年度の目標及び実績という形で認定農業者を目標として24経営体に対しまして、19経営体となっております。(3)は、達成に向けた活動内容等を書いております。

次に29ページでございます。

担い手への農地の利用集積でございます。

管内の農地面積1万1,684haに対しまして、集積面積3,901haで、33.39%となっております。(2)番に、平成27年度の目標及び実績ということで、目標は150haということでありましたが、集積面積は153ha、達成といたしましては102%、以下、3番、4番に目標達成に向けた活動内容等について記載してあります。

次が30ページでございます。

違反転用への適正な対応ということで、管内の面積に対する違反転用農地が15haということで、27年度は違反転用の改善に向けて取り組んだ目標は2haでありました。実績といたしましては4haの改善がなされ、目標達成状況といたしましては200%ということになっております。

以下同じように、3番、4番で目標達成に対しての活動評価ということを記載しております。

それから、先ほども申し上げましたように、24ページからの評価全体につきましては、総会のご承認をいただきまして、国にご報告したいと思っております。

早口の説明で申しわけありませんでしたが、以上で第8号議案の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

議長

ただいま事務局から平成27年度事業報告について説明がありました。この報告について何かご意見ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしでございます。それでは、第8号議案、平成27年度事業報告について、承認することにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしということでございますので、第8号議案、平成27年度事業報告について、事務局の説明のとおり承認することに決定いたします。

次に、第9号議案、平成28年度事業計画(案)について審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局

31ページでございます。第9号議案、平成28年度事業計画(案)についてご説明いたします。

次の32ページに28年度の事業方針について記載させていただいております。簡単に方針について述べさせていただきます。

まず、農業委員会を取り巻く国の動きでございますけれども、国においては、農業委員会等に関する法律の改正を行っております。農業委員の選出方法の変更、農業委員会の業務の重点化、そして、農地利用適正化委員の制度が新設されて、新たに定められました。また、地方税の法の一部改正が行われ、一定の遊休農地に対して課税強化が行われるなど、農業委員会、農業に大きく変化をあらわすような年にな

るということが予想されております。

また、4月14日の熊本地震の発生は、本市の農業に甚大な被害をもたらしました。農業委員会といたしましても、農業の復旧・復興に積極的に参加することを記載しております。

このような中、農業委員会としては法改正を受け、農地行政の適正執行はもとより、担い手への農地の集約、集積に努めるとともに、農地利用の最適化に取り組むこと等により、地域に根ざした活動を強化して、農業と地域の発展に寄与することを目標として努力していくということを書かせていただいております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

以上が事業方針についてでございますけれども、以下、事業概要につきましては、それについて、担当のほうから説明を行いますので、よろしくお願いいたします。

事務局

事業の概要についてご説明いたします。お隣の33ページからご覧ください。

まず、農業委員会法第6条第1項に基づく法令業務です。

1、会議の開催です。総会では、農地法の規定に基づく許可申請の審議や事業報告及び事業計画、その他についての協議決定を行います。役員会では、総会に付議する議案や検討事業の協議を行い、委員会運営の円滑化を図ります。農政協議会では、農業委員の資質向上を図るための研修会を行います。地区委員会では、総会議案についての事前調査を行います。さらに農業振興専門委員会、農業者年金加入推進専門委員会の2つの会議を実施いたします。

次に、農地法の許認可業務です。農地法第3条の許可申請につきましては、その申請が適法であり、法第3条第2項各号に該当しないか適正に事務処理を行います。農地法4条及び5条の許可申請につきましては、法第4条2項各号、及び第5条2項各号の規定により検討するとともに現地調査を行い、適正な事務処理を行います。また、農地転用許可後の事業計画については転用目的の達成を促進し、土地資源の有効利用を図ります。農地法4条、5条の届け出につきましては、法第4条1項7号及び第5条1項6号の規定に基づき、適正かつ迅速な処理を行います。

農地法第18条の申請につきましては、状況に基づき、適正かつ迅速な事務処理を行います。

続きまして、3、農業経営基盤強化促進事業です。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想により、安定的な農業経営体を育成し、農業者への農用地への利用集積を目的とした総合的推進に努めます。具体的には、農地利用集積円滑化事業を積極的に活用し、また、農地の面的集積を図るための体制を整備することで、農地の利用集積を促進していきます。

次に4、農地中間管理事業です。機構を活用した担い手への農地集積を推進するため、農地の掘り起こしや調整を図ります。

5、国有農地等管理処分事業につきましては、国有農地の管理処分、及び対価徴収を行います。

6、農地調整事務処理事業につきましては、農地の利用問題に対する調整などを行います。

7、租税特別措置法等業務につきましては、納税猶予及び適格者証明書の交付に関し、適正な審査と現地確認を行います。

8、農地等に係る各種証明書発行についても、適正な申請、確認を行い、迅速に交付を行います。

9、農業者年金業務に関しては、平成28年度からは、加入者類型13万人に向けた後期2カ年強化運動の実現に向けてJAグループ等と連携をとり、取り組みを強化していきます。具体的には、広報根本活動、経営移譲年金などへの相談・指導、農業者年金受給者組織の充実への取り組みなどです。また、農業者年金についての資料配布など相談活動も行います。35ページの表が農業者年金業務の年間事業計画ですので、後ほどごらんください。

続きまして、36ページをお開きください。

農業委員会法第6条第2項に基づく農業振興業務についてご説明いたします。

まず、遊休農地対策事業です。農地パトロールにより地域の農地の確認と実態把握に努め、また、その結果に基づいた利用意向調査を行い、農地の遊休化を防止し、遊休農地の解消に取り組みます。

農地無断転用防止事業につきましては、啓発普及と、日ごろから地域での管理に努め、未然防止と適正な是正指導を行います。

担い手育成支援事業につきましては、認定農家の育成など、関係機関と一体となった支援活動を推進していきます。

農業振興活動事業につきましては、担い手育成、遊休農地解消事業などに取り組み、農業振興専門委員会と、新年金制度の普及啓発活動や加入推進活動に取り組む農業者年金加入推進専門委員会の2つの専門委員会活動を行います。

次に、研修及び先進地視察です。

農業委員会業務及び法令研修の実施や、委員の先進地視察研修の実施、また農業会議などが実施する研修会へ参加し知識の向上を図り、農業委員会運営の適正化に努めます。

続きまして、37ページ、3、農業委員会法第6条第3項に基づく農業振興業務についてご説明いたします。

農業委員会活動における基礎資料、及び農政推進活動資料にするための調査事業を実施します。具体的には、田畑売買価格等に関する調査、農作業労賃等に関する調査、新規就農に関する情報収集調査、聖

年農業者実態補完調査、その他農政活動に関する調査などを行います。
最後に情報宣伝活動です。

農業委員会だよりの発行、市政だよりによる啓発、ホームページの充実、全国農業新聞の普及啓発、全農図書のおっせん及び参考資料の配布及び活用を行い、農業委員会に関する情報提供や、啓発、宣伝活動に努めます。

以上、事業の概要についてご説明いたしました。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

それでは、資料の38ページをごらんください。

こちらは、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)でございます。記載内容につきましては、国へ提出する報告書類に準じた内容となっております。

I番が農業委員会の状況でございます。

1番の農家・農地等の概要ですが、一番上の左から農家数、農業就業者数、認定農業者数などとなっております。この数字は農林業センサスに基づき、本市の農政局が集計したものとなっております。上から2段目の耕作面積などにつきましては、農水省の集計値と農林業センサスに基づく数値などを記載しております。

上から3段目が農業委員会の体制を記載しております。

続いて、39ページをごらんください。

こちらでは、担い手への農地の利用集積、集約化について、現状と28年度目標を記載しております。1番の担い手への農地集積面積ですが、現在、集計中となっております。理由としましては、本市農水局が27年度末現在の担い手農家の集計を実施いたしますが、熊本地震の影響で作業がおくれています。現在も集計中となっておりますので、農水局からのデータが届き次第、ご報告をさせていただきます。

2番の目標と活動計画については、新規の集積目標を160haとなっております。この数字は、市の第6次総合計画と同じものとなっております。

続きまして、同じく39ページのⅢ番、新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、27年度実績が36の経営体が新たに参入し、それらが取得した農地面積は36haとなっております。これに対し、28年度目標は40経営体が参入し、取得面積を40haとし、27年度実績を上回る目標となっております。

続いて、資料の40ページをごらんください。

Ⅳ番で遊休農地に関する現状や28年度の目標を記載しております。4月の現状が管内の面積1万1,602ha中、遊休農地面積は解消対策などにより146haとなっております。

ここで議案の訂正をお願いいたします。その横の割合が12.58%となっておりますが、正しくは1.26%となっております。申しわ

けありません、訂正をお願いいたします。

この遊休農地に係る28年度の目標としましては、解消面積を2haとしております。この目標面積は、27年度実績と同じ面積としております。

最後にV番、違反転用への適正な対応でございます。

28年度の活動計画としましては、違反者に対して、引き続き是正指導を行うとしております。

以上の28年度計画案につきましても、本総会で承認された後には、農業委員会法第37条に基づきまして、本市のホームページで公開をいたします。公開後は国へ提出することとなっております。

以上で、目標及びその達成に向けた活動計画案につきまして説明を終わります。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、事務局から第9号議案、平成28年度事業計画（案）についての説明がありました。何かご意見等ございませんか。

一 同 　　なし。

議長 　　意見などがないようですので、それでは、第9号議案、平成28年度事業計画（案）について承認することにご異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議なしでございますので、第9号議案、平成28年度事業計画（案）について承認することに決定いたします。

次に、第10号議案、平成28年度下限面積の決定について、審議をお願いいたします。事務局の説明を求めます。

事務局 　　資料で41ページをお開きください。

第10号議案、平成28年度下限面積の決定についてですが、こちらは国からの通知に、毎年度、農業委員会で下限面積見直しの検討をするとありますので提案しております。

本市は現在、下限面積を農地法に基づき50aとしておりまして、農地法第3条第2項第5号にあります別段面積というのは設定しておりません。今後1年間も別段面積は設定しないという今回の提案でございます。ご審議方、よろしくをお願いいたします。

議長 　　ただいま、28年度下限面積の決定について説明がありました。これに異議ございませんか。

一 同 　　異議なし。

議長 　　異議がないということでございますので、第10号議案、平成28年度下限面積の決定について、事務局の説明のとおり承認することにいたします。

以上をもちまして、本日予定しておりました議事につきまして全て終了いたしました。

次に、次第の5、報告事項に入ります。ここでの報告事項が2件でございます。平成28年度農業委員会予算と、賃借料情報について、

事務局から、なお報告をお願いいたします。

事務局

それでは、資料の４２ページをごらんいただきたいと思います。

こちらには平成２８年度の予算をお示ししております。

続きまして、資料の４３ページですが、こちらは、賃借料情報をお示ししております。平成２７年１月から１２月までに締結されました賃借料から集計しまして、記載しております。表の一番右にデータ数とありますが、これは集計に用いました農地の筆数となっております。

次の４４ページをごらんいただきたいと思います。

こちらの４４ページでは、参考資料といたしまして、賃借料の４年間の推移を記載しております。以上が報告事項となっております。

議長

次に、次第６のその他ですが、本日は特に何もございません。

以上をもちまして、全ての案件が滞りなく終了いたしました。

なお、本総会において議決されました案件については、その条項、字句、その他の整理を要するものについては、会議規則第１８条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

一同

異議なし。

議長

異議なしと認めます。よって、本総会において議決された案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

事務局

以上で、本総会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これにて閉会いたします。

閉会 午後４時１３分

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

平成28年7月8日

会 長 森 日 出 輝

署名委員 林 田 智 博

署名委員 高 群 藤 雄

書 記 田 上 秀 雄